

1. 原則

1 日につき 4 回目以降の訪問看護の費用の額は、次により支払うものとする。

なお、複数の訪問看護ステーション等により訪問看護を実施する場合には、②から⑤に係る該当区分の費用を支払うものとする。

① 医師による訪問看護指示料

1 月 1 回に限り 3, 0 0 0 円

② 訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額

1 回につき 8, 4 5 0 円

③ 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額

1 回につき 7, 9 5 0 円

④ その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額

1 回につき 5, 5 5 0 円

⑤ その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額

1 回につき 5, 0 5 0 円

2. 特例措置

1 日につき 3 回目の訪問看護を前 2 回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として 3 回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

① 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用

1 回につき 2, 5 0 0 円

② 准看護師による訪問看護の費用

1 回につき 2, 0 0 0 円